

夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	(総 額) 1,568千円 (職員数) 15人 (平 均) 104,511円
宿 日 直 手 当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 (支給額) 医師又は歯科医師 勤務一回当たり21,000円（宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、10,500円） 看護師長、医療技術職、事務職 勤務一回当たり6,100円（宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、3,050円）	同じ	—	(総 額) 1,374千円 (職員数) 4人 (平 均) 343,375円
管 理 職 員 特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） (支給額) (1) 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合） 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額 (2) 平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合）	—	—	—
教 職 調 整 額	義務教育諸学校等（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 4/100	—	—	—
へ き 地 手 当 等	山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当) × 支給率 (支給率) 学校ごとに2/100又は4/100の率（へき地手当に準ずる手当は1/100）	同じ	—	—
定 時 制 通 信 教 育 手 当	高等学校の教育職員のうち、夜間の定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給 (支給額) 定時制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額20,000円、通信制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額10,000円	同じ	—	—
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給 (支給月額) その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額2,000円から8,000円までの範囲内	—	—	—
救急医療機関 勤務臨時手当	感染症等の救急医療を担う医療機関で勤務する看護師等に支給。 看護師 月額10,300円 看護師以外 月額2,500円	異なる	病院事業のみ支給	(総 額) 8,119千円 (職員数) 201人 (平 均) 40,394円

(注) 「令和6年度支給実績」欄の「(総額)」は令和6年度年間支給総額を、「(職員数)」は令和6年度支給職員数（一部は、令和6年4月1日現在支給対象職員数）を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

4 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（令和7年4月1日現在）

一般行政職員の勤務時間は、次のとおりです。

なお、時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難い場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況（令和6年）

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。

職員1人当たりの平均の年次有給休暇の取得日数は、次のとおりです。

区 分	令和6年	令和5年
一般行政職員	13.7日	13.9日
教 員	15.4日	16.3日
警 察 官	14.9日	15.0日

(注) 一般行政職員は、知事部局の状況です。

(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況（令和6年度）

職員1人当たりの1月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区 分	令和6年度	令和5年度
一般行政職員	13.2時間	13.7時間
警 察 官	19.9時間	19.2時間

(注) 1 一般行政職員は、知事部局の状況です。

2 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

(4) 特別休暇等の制度概要（令和7年4月1日現在）

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	職員又は配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹が犯罪被害を受けたことにより、勤務しないことが相当であると認められるとき	その都度必要と認める期間（ただし、心身の故障により勤務が著しく困難である場合及び犯罪被害を受けた配偶者等の看護をする場合は一の犯罪被害について5日以内（看護を要する配偶者等が2人以上の場合は10日以内）	国は、制度なし
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、国際交流事業等一部の活動については対象外
	職員が自発的に、地域に貢献する活動を行う場合	一の年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	結婚の場合	1週間以内	国は、連続する5日の範囲内
	職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間（体外受精又は顕微授精等が含まれる場合にあっては、10日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間）	国は、5日の範囲内（体外受精及び顕微授精に係る通院等である場合にあっては、10日の範囲内）
	妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	8週間（多胎妊娠の場合には14週間）以内に産産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から産産した日までの期間	国は、6週間以内（多胎妊娠の場合は同じ）
	女性職員が産産した場合	産産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	国と同じ
	職員が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回各45分以内の期間	国は、生後1年に達しない子について、1日2回各30分以内
	生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間	国は、病気休暇扱い
	更年期障害又は更年期障害の疑いのある症状のため勤務が著しく困難である場合又は更年期障害等に係る通院等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	妻の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、2日の範囲内
	妻の産前産後期間において、当該出産に係る子又はその子以外の小学校就学前の子を養育する職員が、養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護又は学校行事への参加若しくは学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものに伴うその子の世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 ・15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子で2週間以上の期間にわたり療養を要する負傷をし又は疾病にかかった子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において10日（子が2人以上の場合は15日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間 ※15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子で2週間以上の期間にわたり療養を要する負傷をし又は疾病にかかった子は一の年において5日（2人以上の場合は10日）	国は、小学校就学前の子の看護が対象
	配偶者又は2親等以内の親族の看護を行う職員が当該看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし

	職員が、要介護者の介護等の世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	忌引の場合	死亡した者との関係により定める日数の範囲内でその都度必要と認める期間	国は、配偶者の場合7日（鳥取県は、10日）
	父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため必要と認められる場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は、父母の追悼のための特別な行事について1日の範囲内
	夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から10月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間	国は、連続する3日の範囲内
	感染症の予防に関する法令の規定による健康診断、就業制限等により勤務することが困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国は、職員の就業を禁止する措置を執る（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）。
	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合 ・職員の現住居が滅失し又は損壊した場合で、職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合 ・職員及び職員と同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合にそれらの確保を行う場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等において職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
病気休暇（有給）	職員が負傷又は疾病のため療養することが必要であり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度で必要と認める期間（私事による負傷又は疾病の場合は、引き続き90日を超えない範囲内）	国と同じ（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）
無給休暇	職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする期間内において、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間	国と同じ
	職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間	国は上限3年間（鳥取県は上限なし）
	職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	4年を超えない期間内において必要と認められる期間	国は、制度なし
	職員が、中学校修了前の子（障がいのある子は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合（育児部分休業を承認された者を除く）	勤務時間内において1日につき2時間以内	国は、制度なし

（5） 修学部分休業の状況（令和6年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、2年を超えない範囲で部分休業（1週間につき20時間以内の無給休業）を取得することができます。

（単位:件）

区 分	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
取得件数	0	0	0	0
期間延長件数	0	0	0	0
失効、取消	0	0	0	0

（6） 育児休業の状況（令和6年度）

養育する子が3歳に達する日までの間、育児のために休業（無給）することができます。

（単位:件）

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	94	124	29	85	71	13	194	222
期間延長件数	0	28	3	26	0	2	3	56
失効、取消	2	47	2	25	0	4	4	76

（7） 旅費の制度の概要（令和7年4月1日現在）

職員が出張等した場合は、旅費として鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当を支給します。

		知事、副知事及び 議会の議員	左記以外の者
宿 泊 費 基 準 額 （1夜に	埼玉県、東京都、京都府	27,000円	19,000円
	福岡県	25,000円	18,000円
	千葉県	24,000円	17,000円

つき)	神奈川県、新潟県	22,000円	16,000円
	香川県	21,000円	15,000円
	熊本県	20,000円	14,000円
	北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000円	13,000円
	山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000円	12,000円
	青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000円	11,000円
	宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000円	10,000円
	岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000円	9,000円
	福島県、鳥取県、山口県	11,000円	8,000円
宿泊手当（1夜につき）		2,400円	

（注） 宿泊費基準額は、宿泊地ごとの上限額であり、その範囲内で実費を支給します。ただし、特別な事情が認められる場合は、当該基準額を超える宿泊費を支給します。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

（1） 職員の分限の件数（令和6年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、休職、降任及び免職の3種類があります。

（単位：件）

区 分	休職	降任	免職	計
一般行政職員	188	1	0	189
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	188	0	0	188
職に必要な適格性を欠く場合	0	1	0	1
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
教 員	190	0	0	190
勤務実績が良くない場合	26	0	0	26
心身の故障の場合	164	0	0	164
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
警 察 官	13	0	0	13
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	13	0	0	13
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
計	391	1	0	392
勤務実績が良くない場合	26	0	0	26
心身の故障の場合	365	0	0	365
職に必要な適格性を欠く場合	0	1	0	1
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

（注） 処分件数は、休職の更新などにより、1名が2回以上処分される場合があります。

（2） 職員の懲戒等の件数（令和6年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

（単位：件）

区分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般行政職員	1	1	1	1	4	9
法令に違反した場合	0	1	1	0	2	3
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	1	0	0	0	1	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	1	1	1
教 員	5	1	1	2	9	21
法令に違反した場合	2	0	1	1	4	2
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	1	0	0	1	16
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	3	0	0	1	4	3
警察官	0	3	0	0	3	24
法令に違反した場合	0	3	0	0	3	4
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	15
計	6	5	2	3	16	54
法令に違反した場合	2	4	2	1	9	9
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	1	1	0	0	2	26
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	3	0	0	2	5	19

6 職員の営利企業等の従事の許可その他のサービスの状況

（1） 営利企業等の従事許可の件数（令和6年度）